「アトリエからふる」工賃規定

(目的及び範囲)

第1条 この規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)に基づき、利用者に対して支給する工賃について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 工賃とは、当事業所のアート・グッズ制作活動および販売、アート・レンタル活動ならびに当事業所内でのイベント・ボランティア活動など(以下、「アート派生活動」という。)を通じて得た事業収入から当該活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。工賃を支給することで、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援する。

(活動の範囲)

第3条 利用者は、通所時間の範囲内でアート派生活動を行うものとする。なお、 利用者は、通所時間内において、通常のアート制作活動を行うか、アート 派生活動を行うか、を自由に選択できる。

(工賃の支給額)

- 第4条 工賃の計算は、障害者総合支援法の定めるところによりアート派生活動を 通じて得た事業収入から当該活動に必要な経費を控除した額を工賃として 支払うものとし、その計算方法は次により算出する。
 - 1. 事業収入から材料費および消耗品費、輸送費などの経費を差し引いた金額を工賃総額とする。
 - 2. 利用者への工賃支給額の算出方法は以下の通りとする。
 - ①日給:通所日1日につき300円
 - 3. 工賃総額から利用者への工賃支給額を差し引いて余りがある場合には、翌月に繰り越し、不足時の補填に充当したり、材料調達資金に充てたり、賞与で分配するために貯蓄を行う。
 - 4. 事業収入が増加した場合、工賃の支給額を適宜見直し、支給額を向上させるものとする。

(賞与)

第5条 年間の工賃総額から年間の利用者への工賃支給額を差し引いて余りがある場合には、利用者に賞与を支給する。

(工賃の計算期間および支払日)

第6条 工賃は、毎月1回、1日から末日までの分を翌月の第一週に支払う。ただ 、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を第二週以降に繰り延べる ことがある。

(工賃の支払方法)

第7条 工賃は、事業者が直接利用者本人に対し、給料袋に入れて支払うものとする。給料袋に当月分の金額を事業者が記入し、領収確認印欄に利用者本人が捺印後、事業者に提出することで受領確認を行う。ただし、利用者本人が捺印することが、困難である場合には、代理者が捺印することができる。

なお、利用者が事業者に対してお弁当代などを支払う必要がある場合、お 弁当代などから工賃の額を差し引くことも可能とする。この場合、お弁当 代などの請求書あるいは領収書に差し引いた工賃額を明記する。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、工賃に関する事項は、代表、管理者および 生活支援員課長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、2025年10月1日から施行する。

改訂

2025年11月6日